明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政令〕
○厚生労働省組織令の一部を改正する政令（三〇二）　五
○関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令（三〇三）　六
○予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（三〇四）　六
○予防接種法施行令及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（三〇五）　九
○バター等に対して課する輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税に関する規定の平成二十三年度における適用の停止を定める政令（三〇六）　九
○職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（三〇七）　九
○平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行令（三〇八）　九
○平成二十三年度における平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律第二十条第一項の規定により適用する児童手当法並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用する児童手当法に基づき一般事業主から徴収する拠出金に係る拠出金率を定める政令（三〇九）　一四
○平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（三一〇）　一四

〔府令〕
○金融商品取引業等に関する内閣府令及び投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府五二）　一五
○連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（同五三）　一五

〔府令・省令〕
○郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・総務二）　一六
○株式会社企業再生支援機構法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・総務・財務・経済産業一）　一六
○労働金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働六）　一六

〔省令〕
○支出官事務規程等の一部を改正する省令（財務六六）　一六
○工場立地法施行規則の一部を改正する省令（財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通一）　一七
○労働安全衛生規則及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働一一九）　二四
○平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行規則（同一二〇）　二四
○厚生労働省組織規則の一部を改正する省令（同一二一）　四〇
○予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（同一二二）　四一
○児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令（同一二三）　四二
○職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（同一二四）　四三
○発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令（経済産業五二）　四三

〔告示〕
○金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項の規定に基づき信用格付業者の関係法人を指定する件の一部を改正する件（金融庁八九）　四四
○銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部を改正する件（同九〇）　四四
○預金保険法施行規則第三十六条第四項の規定に基づき、金融庁長官が別に指定するものを定める件の一部を改正する件（同九一）　四四
○本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件（同九二）　四四
○担保付社債信託法施行令第五条第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する信託会社を定める件の一部を改正する件（同九三）　四四
○金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第十八条第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する信託業務を営む金融機関を定める件の一部を改正する件（同九四）　四四
○中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令第七条第三項及び第十条第三項の規定に基づき金融庁長官の指定する金融機関を定める件の一部を改正する件（同九五）　四四
○中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律施行令第九条第一項の規定に基づき金融庁長官の指定する金融機関を定める件の一部を改正する件（同九六）　四四

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、四ページに掲載されています。